

第2次枚方市環境基本計画平成30年度事業計画進捗管理一覧

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-1-1	1	2-1	学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)事業	市内の小中学校・幼稚園において、環境保全の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用した市独自の学校版環境マネジメントシステムを運用します。	環境保全課	環境保全の取り組み件数340件	S-EMSの運用	すべての教職員が環境保全についての認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育に生かすため、学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)に取り組んだ。学校園での環境保全の取り組み件数は、343件であった。	○	次年度に向け、更に効率的に運用するため、引き続きシステム見直しを行う。
1-1-1	2	1-1 2-1	保育所等への環境出前学習の実施	市内の保育所(園)、幼稚園における環境出前学習を推進します。	環境保全課	環境出前学習の実施回数45回	・環境出前学習の実施 ・環境教育・環境学習プログラムの普及	「幼児のための体験型環境学習プログラム」として、市民や市職員が講師となり市内保育所・園・幼稚園で46回の環境出前授業を実施した。参加園児は、延べ4316人。内訳は、バッカー車体験25回、バッカー車体験とエコレンジャーショー4回、エコの話とエコレンジャーショー3回、はがき作り11回、エコ免許2回、自然ハイキング1回。	○	引き続き、積極的に保育所、幼稚園へ参加を呼び掛け、事業の拡大を図る。
1-1-1	3		環境副読本の作成	小学校高学年を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成・活用します。	環境保全課	市内の4年生へ100%配布	環境副読本の発行・配布	3月末発行 発行部数4,350部(そのうち市内小学校新4年生向けに4,080部配布) 表紙を変更し、4,5,6年で使う本であることを強調し、各ページに該当する学年を記載した。その他レイアウトを教科書に寄せる形で変更。より使用しやすい教材とするため工夫を凝らした。	○	授業でより活用しやすいように内容の見直しを行う。
1-1-1	4	2-1	「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成	「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、小学校での配布を通じて子どもと家族のエコライフの実践を促進します。	環境保全課	つうしんぼの参加者数2,000人	ひらかたエコライフつうしんぼの作成・配布・回収	市内小学校19校、うち申し込み部数2747部、提出部数2101部。	○	災害の影響もあり、回収率は落ちたが、目標を達成することができた。引き続きひらかたエコライフつうしんぼに取り組んでもらえるよう参加を呼びかける。
1-1-1	5		教職員環境教育関係研修事業	教職員に対して、環境教育関係研修を実施することにより、学校での環境教育の充実を図ります。	教育研修課	研修の実施回数2回	環境教育関係研修の実施	野外活動センターでの自然体験研修 フィールドワーク研修「わたしたちのまち枚方を知る」	○	継続して、環境教育に取り組む必要がある。
1-1-2	6	2-1	市民向け環境講座の実施	環境情報コーナーにおいて、環境団体による講座の充実を図ります。	環境保全課	環境講座の開催回数20回	環境講座の開催	環境ウォーキング(2回) 環境ティールーム(8回) 環境ミニ講座(8回) 自然エネルギー学校(4回) くらわんか塾(5回) マイゴージャ説明会(7回)	○	引き続き環境講座を開催していく。
1-2-1	7		環境マネジメントシステム(H-EMS)の運用	環境保全活動の一層の推進と事務の効率化を図るため、本市の環境施策全体を管理する枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)を運用します。	環境保全課	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムを運用し、環境保全の取り組みを推進した。 環境行政推進本部幹事会(6/5)、本部会議(6/11)開催し、平成30年度の目標を設定した。 環境審議会平成29年度の環境保全の取り組みの実績と平成30年度の目標報告(9/10)	○	市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)に基づき、環境保全の取り組みを進めていく。
1-2-1	8		グリーン購入の推進	「グリーン購入推進指針」に基づき、環境に配慮した物品の購入を推進します。	環境保全課	グリーン購入率95%	グリーン購入の推進	93.30%	△	グリーン購入についての意識が薄れているため、改めて周知徹底を行う。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性	
1-2-1	9	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	みち・みどり室	<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 再生材の利用 再資源化 環境配慮型建設機械の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率 100% 	○	継続		
	10			道路河川整備課			<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率100% 	○	再生材利用率100%、再資源化率100%、環境配慮型建設機械の使用率100%を推進する。		
	11			施設整備室			左記取り組みに該当する工事の全てにおいて、碎石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った。	○	工事発生時における、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく。		
	12			浄水課			全ての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書(設計書)を作成し <ul style="list-style-type: none"> 再生材の利用 再資源化 環境配慮型建設機械の使用 を行った。	○	引き続き、環境保全に努める。		
	13			上水道工務課			<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 再生材の利用 再資源化 環境配慮型建設機械の使用 	すべての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書(設計書)の作成を行い、環境保全対策に努めた。 目標・基準の達成(100%)	○	引き続き、環境に配慮していく。
	14			上水道保全課			平成30年度の対象工事発注の際、特記仕様書等において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。		
	15			污水整備課			平成30年度の全ての対象工事発注の際に特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。		
	16			雨水整備課			平成30年度の対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。		
	17			下水道施設維持課			平成30年度の全ての対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。		
18			まなび舎整備室				碎石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った。	○	工事発注時における、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく。		
1-2-2	19		環境表彰の実施	環境保全活動を実施している市民・事業者を対象に環境表彰を行います。	環境保全課	環境表彰の実施	環境表彰の実施	枚方市環境表彰 2件 学校園環境表彰 10校園	○	今後も環境への意識を高めることを目的として、継続して行う。	

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-2-2	20		NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援	市民・事業者の環境保全の取り組みを促進するため、中間支援組織であるNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議に対して支援を行います。	環境保全課	連携・協力した事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 活動の支援 連携・協力した事業の実施 補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 連携・協力事業の実施 温暖化対策事業 ひらかたエコフォーラム開催事業 環境講座開講事業 中間支援事業 	○	ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者の環境活動の拡大に欠かせない組織であり、今後も自立化に向けた財源確保の努力を促すと共に必要な支援を行う。
1-2-2	21	2-2	枚方市地球温暖化対策協議会事業	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境保全課	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 会員の募集 総会の開催 各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など) 	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策セミナーの開催(34社(総会),23社(セミナー)) 打ち水大作戦(23社) エコ通勤の実施(40社) 省エネイベント「環境広場」の実施 温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間79社、12月地球温暖化防止月間76社) 	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
1-2-2	22	2-2	住工共生環境対策支援事業	中小企業者が騒音、振動若しくは臭気を防止し、若しくは軽減するための設備を新規に購入し、若しくは改修し、又は建物を改修する等した場合に、その経費の一部を補助します。	商工振興課	補助金交付件数:1件	制度の周知及び補助金申請の受付、審査、交付	補助金交付件数:0件	×	市内中小企業が周辺住民の理解を得て、安定した操業環境を確保できる施策に取り組むとともに、本事業の周知を図ります。
1-2-2	23	2-2	建築物省エネ法の運用	建築物省エネ法を適切に運用することにより、建築物のエネルギー性能向上に寄与します。	開発審査課	<ul style="list-style-type: none"> 届出の審査 基準に基づく認定、適合性判定 	<ul style="list-style-type: none"> 届出の審査 基準に基づく認定、適合性判定 	64件の届出があり、基準に適合しないものについては適合するように協議・指導を行いました。(認定及び適合判定については案件なし)	○	引き続き適正に審査を行い、基準に適合しないものについては協議・指導・命令することで、適合化を推進します。
1-2-3	24		「ひらかたの環境(環境白書)」の発行	環境の現況や施策・事業の実施状況をまとめて、環境白書を発行します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 環境白書の発行 ホームページへの掲載 	環境白書の編集・発行	平成30年版「ひらかたの環境(環境白書)」を発行し、ホームページにも掲載することで本市の環境の現況や、環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等を市民・事業者等に周知した。	○	白書の記載内容や構成について見直しを行い、より解りやすく見やすい書面作りを目指す。
1-2-3	25		「エコカレンダー」の発行	わかりやすい環境情報冊子として、毎年度エコカレンダーを発行し、配布します。	環境保全課	エコカレンダーの配布 1900部	エコカレンダーの発行・配布	<ul style="list-style-type: none"> 市役所受付、支所や生涯学習市民センターを中心として、一般配布に加え、全小学校新4～6年生及び全中学校新1年生の全クラス、留守家庭児童会、幼稚園(7園)に配布した。 発行部数1900部 表紙に環境ポスターコンクールの受賞作品を掲載した。 	○	より多くの市民・事業者等に環境情報をわかりやすく伝えるため、掲載記事の内容を精査する。
1-2-3	26	2-1	環境情報コーナーの運用	サブリ村野の「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して市の環境保全への取り組みを情報発信するとともに、環境講座の開催や省エネナビの貸し出し、エコドライブ体験などを行います。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 環境講座の開催 エコドライブ体験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 環境講座の開催 エコドライブ体験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブシミュレーターの使用回数(60回) 省エネナビの貸出し(8台) 	○	利用者増加を図るため、PR・工夫が必要である。
1-2-3	27		エコライフコーナーの充実	中央図書館の「エコライフコーナー」の充実を図ります。	中央図書館	エコライフコーナーの充実	エコライフコーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> コーナー特集冊数 462冊 貸出冊数 平成30年度 1,050冊 	○	エコライフ関連の本の充実を継続する

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-2-3	28	1-1 2-1 2-2 3-3	温暖化対策に関するポータルサイトの作成による情報発信	ホームページにおいて、地球温暖化に資する様々な情報を集約したポータルサイトを作成し、情報発信を行います。	環境保全課	ポータルサイトの作成	ポータルサイトの作成	平成31年3月にポータルサイトを公開し、運用を開始した。	○	適正に運用する。
2-1-1	29	2-1 2-2	エコライフ推進事業	NPOや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に取り組みます。	環境保全課	各啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エフエムひらかた環境定期便の放送 ・エコライフキャンペーンの実施 ・ライトダウンキャンペーンの実施 ・環境啓発イベント(ひらかたみんなでECO宣言等)の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境定期便で環境関連の情報を提供 ・ひらかた夏のエコライフキャンペーンの実施 ・ひらかたライトダウン2019の実施(夏至あるいは七夕消灯協力団体):協議会44団体、その他19事業所 ・ひらかた冬もエコライフキャンペーンの実施 ・エコフォーラムの実施:参加者数319名 ・ライトダウン関連イベントの実施(留守家庭児童会室キャンドルナイト)602名 	○	引き続き多様なアプローチで市民のエコライフを推進する。
2-1-1	30				みち・みどり室			王仁公園プールの入場者数65,300人(昨年実績を下回るが熱中症が話題になった暑い夏であった)	○	王仁公園 継続
2-1-1	31	2-1 2-2	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、平成14年度より王仁公園プールでは使用料の割引適用を推進しています。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と連携した啓発事業の実施 ・避暑空間の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、省エネコンテストの実施 ・避暑空間の実施 ・王仁公園プールの利用促進 	<p>「省エネコンテスト」に変わるものとして、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と「ひらかたみんなでエコ宣言」に取り組んだ。エコ宣言に参加した市民は1259人であった。家庭での電力使用量が見える化する省エネナビを環境情報コーナーで市民に貸し出し、節電の取り組みを行った。避暑空間として、市民に図書館や生涯学習センターなど(33施設)の利用を呼びかけた。</p>	○	啓発行動による意識の変化を確認するため、継続してエコ宣言に取り組む。節電行動を促進するため、環境情報コーナーで、省エネナビの貸出しやエコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験を実施する。
2-1-1	32	2-1 2-2	枚方市地球温暖化対策実行計画改定事業	枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定を行うとともに、計画を推進します。	環境保全課	計画の改定	・区域施策編の改定	平成30年9月に区域施策編を改定した。	○	計画に基づいて事業を行う。
2-1-1	33	2-2	枚方市地球温暖化対策協議会事業(再掲)	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境保全課	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策セミナーの開催(34社(総会),23社(セミナー)) ・打ち水大作戦(23社) ・エコ通勤の実施(40社) ・省エネイベント「環境広場」の実施 ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間79社、12月地球温暖化防止月間76社) 	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
2-1-1	34		地球温暖化防止庁内対策事業	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などに基づき、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組みます。	環境保全課	エコオフィスの取り組みを実施し、H25年度基準でエネルギー消費原単位5.8%削減	・枚方市役所CO2削減プランなどに基づく取り組み ・省エネ法、温対法などに基づく報告等	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などに基づき、省エネの取り組みを推進した。また、省エネ法や温対法、大阪府条例に基づく報告書を作成し、国や府に提出した。 ※温室効果ガスの排出削減率(エネルギー消費原単位):8.2%	○	省エネ法に基づく管理標準の作成に向けて、関係課と調整を行い、方向性を決めていく必要がある。
2-1-1	35		環境にやさしい公用バイク導入事業	環境にやさしい電動バイクを活用します。	総務管理課	電動バイクの活用	電動バイクの活用	電動バイク15台運用。 平成30年度の全台数の走行距離が20,873kmとなった。	○	今後も電動バイクの活用を継続していく。
2-1-1	36	3-1	道路照明灯LED化事業	消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、道路照明灯をリース方式によりLEDに交換します。	みち・みどり室	リース方式により道路照明灯をLED化	道路照明(LED)の維持管理	道路照明(LED)の維持管理。	○	概ね、道路照明灯のLED化を完了している。但し、残存のデザイン灯については、LED化は非常に困難であり、交換については、検討が必要である。
2-1-2	37	1-3	再生可能エネルギー導入等推進事業	低炭素社会の実現に向けて、新設や既存の公共施設への太陽光発電システム等の導入を進めるとともに、市の太陽光発電システム等を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。	環境保全課	公共施設への太陽光発電システム等の導入	・公共施設への太陽光発電システム等の導入の検討 ・市の太陽光発電システム等(枚方ソラバ等)を活用した環境保全の普及啓発	枚方市立 児童発達支援センターに太陽光発電設備を設置、平成31年4月より稼働。 淀川衛生工場の敷地内の大型太陽光発電設備「枚方ソラバ」の運用、見学会の実施。 ・社会見学・視察等 7回、174人	○	公共施設へ太陽光発電の導入を図るとともに、「枚方ソラバ」の施設見学を通して、再生可能エネルギーへの関心を高める。
2-1-3	38	3-3	緑のカーテン事業	緑のカーテンモニターやコンテストを実施することにより、緑のカーテンの普及を推進します。	環境保全課	・モニター参加者数150人 ・コンテスト応募者数75人	・モニターの実施 ・コンテストの実施	緑のカーテンモニターの募集を行い、参加者数は153人、コンテスト参加者は96名。 また、コンテストの募集を行い、11月4日に表彰式を開催した。団体部門で3件、個人部門で4件を表彰した。 保育所や小学校等の市関係施設にゴーヤの苗を配布することで、緑のカーテンの普及啓発を図った。 環境副読本に緑のカーテンのコーナーを設け、各家庭での取り組みのきっかけ作りを図った。	○	ホームページなどで入賞者だけでなく、コンテスト参加者のユニークな取り組みを紹介するなど緑のカーテンの取り組みをPRし、緑のカーテンの取り組みを広げる。
2-1-3	39	3-3	暑気対策事業	各種イベント等での打ち水など、水による冷却効果の活用に取り組みます。	環境保全課	打ち水の実施回数5回	打ち水の実施	・7/23、8/8、8/22に打ち水大作戦を実施 ・8/1に「クールダウン枚方～みんなで打ち水大作戦～」を保育所・民間企業約100人の協力により実施。 7月、8月の五六市で打ち水を実施。 打ち水の実施回数計6回	○	引き続き暑気対策・地球温暖化防止に向けた普及・啓発として打ち水等を実施する。
2-1-3	40	3-3	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	教育指導課	緑のカーテンの実施校数63校	緑のカーテンの実施	市立小中学校63校において、教室窓側外部にネット及びプランターを設置し、ヘチマやゴーヤなどのつる性植物を植生させることにより緑のカーテンを実施した。	○	引き続き、緑のカーテンを実施し、児童・生徒の環境意識を高めていく。
	まなび舎整備室				緑のカーテンの維持管理校数63校	緑のカーテンの維持管理	学習環境整備PFI事業により、市内小中学校の緑のカーテン事業を63校で実施	○	教育指導課と調整を図りながら、教育環境に資する「緑のカーテン事業」の取り組みを進めていくとともに、PFI事業に係るモニタリングを行っていく。	

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
2-1-3	42	3-3	防災啓発事業	市民の防災意識を高めるため、非常時持ち出し品の確保など防災知識の普及を図るとともに、防災マップなどによる防災情報の共有化を進めます。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・非常時持ち出し品の確保や避難行動の事前確認など防災意識啓発の実施 ・市内の各種イベントを活用した防災備蓄品の展示など防災ブースの出展	・非常時持ち出し品の確保や避難行動の事前確認など防災意識啓発を実施した。 (4つのイベントでブース出展を実施)	○	引き続き、啓発活動を実施していく
2-1-3	43	3-3	自主防災組織強化支援事業	地域の防災力向上を図るため、自主防災訓練への支援や自主防災活動費の補助を行うとともに、校区の防災活動を推進する地域の人材である地域防災推進員の育成・継続的な支援を図る。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・自主防災訓練への技術支援のほか、訓練実施や防災資機材・備蓄品の整備などに補助金の交付 ・地域防災推進員の育成に向けた実技指導や講義形態の研修の実施	・自主防災訓練への技術支援のほか、訓練実施や防災資機材・備蓄品の整備などに補助金の交付を行った(訓練実施回数 延べ50回)。 ・地域防災推進員の育成に向けた実技指導や講義形態の研修を実施した(修了者 52名)。	○	引き続き、啓発活動を実施していく
2-2-1	44		フロン類の適正管理の啓発	フロン類の適正管理を推進するため大阪府と連携し、啓発活動を行います。	環境保全課	啓発活動の実施	パンフレットの配布など啓発活動の実施	管理に関するパンフレットを設置した。	○	引き続き啓発活動を実施する。
3-1-1	45	3-2	森林ボランティア育成事業	① 里山などの自然空間を保全し、自然の大切さを発信するため、森林保全等に関する講座等を開講し、里山保全活動を行うボランティアを育成します。 ② 里山保全のボランティア活動団体のリーダーとなり得る人材を育成し、新たな里山ボランティア活動団体の設立や里山保全の維持管理面積を増加させることを目的とし、森林スペシャリストの講座を開催し、スペシャリストを育成します。	みち・みどり室	① ・講座回数6回 ・参加者数20人 ② ・講座回数11回 ・参加者数10人	森林ボランティア育成・森林スペシャリスト育成に向けた講座の開催及び講座に関する周知・啓発	① 6回 13人 ② 11回 8人	△	①内容や開催方法等について、従来の形にこだわらず、市民が参加したいと思えるような講座の企画や募集方法等の工夫をし、参加者の増員を目指す。 ②保全活動経験者を対象とした講座であるため、団体に所属している会員など、ターゲットをしばって声掛けし、参加者の増員を目指す。
3-1-1	46	3-2	里山保全活動補助事業	里山保全活動団体に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	みち・みどり室	交付申請団体数6団体	補助金の交付	5団体より交付申請(486,000円)があり補助金を交付。	○	申請がなかった1団体についても適正に里山保全活動を行っており、問題はない。
3-1-1	47	3-2	里山保全推進事業	第二京阪道路以東の東部地域の里山を、市民全体の貴重な財産として保全継承していくため、里山保全計画に基づき、市民、地権者等、本市の里山保全に関する取り組みを進めます。	みち・みどり室	森づくり委員会、意見交換会の実施 里山保全の情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会の開催 ・里山保全活動団体との意見交換会の開催 ・大阪府森林整備関係事業の調整 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会の開催各1回 ・里山保全活動団体との意見交換会の開催1回 ・大阪府森林整備関係事業の調整→実施 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信 → ①枚方の里山・収穫の秋穂谷、②ふれあい土木展、③環境フェスタ氷室ふれあい里の駅にて実施	○	継続
3-1-1	48	3-2	ナラ枯れ対策事業	津田地域・氷室地域の樹林地に発生したナラ枯れの原因となる病害虫の駆除を行い、被害の拡大防止を図ります。	みち・みどり室	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ被害の報告がなく、実施せず。	○	ナラ枯れが発生した場合は、職員直営による対策を行う。
3-1-2	49		特定外来生物の防除	特定外来生物(アライグマ)の防除を行います。	環境保全課	特定外来生物の防除	・特定外来生物の駆除の実施 ・業者への委託	・大阪府アライグマ防除実施計画に基づく措置実績 ○アライグマ 97頭 ○ヌートリア 1頭	○	アライグマ措置に関して、現行は業者に委託しているが、費用対効果の面からも、今後は市でも措置出来るような相乗的な方向性を構築する事も必要。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-1-3	50		自然保護啓発事業	都市に残された自然環境や市域に生息する動植物を守るため、自然観察会や講演会の開催等により、自然保護の啓発を行います。	環境保全課	自然保護啓発イベントの実施回数8回	①自然観察会の開催 ②自然保護や生物多様性に関する講演会の開催 ③自然環境調査の実施、結果の公表	○自然観察会の実施 ・水辺の楽校 中止 ・セミの抜け殻調査(8/4)48名 ・葉っぱの観察と工作(8/11)16名 ・山田池昆虫教室(8/18)63名 ・秋の自然観察会(11/18)17名 ○自然保護を考える講演会(1/19)57名 ○自然環境調査 ・市民調査 植物調査(5/13)12名 ・市民調査 鳥類調査(5/20)6名 ・市民調査 両生類・爬虫類・哺乳類調査(5/27)7名 ・公開調査会 植物調査(7/1)13名 ・公開調査会 昆虫類調査(7/15)42名 ・公開調査会 魚類・底生動物調査(8/26)36名	○	例年参加される市民もおり、定着しているが、市民への周知方法を工夫し、新規の参加者数を増やしていく。酷暑の影響から熱中症をおそれる声があったため、配慮できるよう検討する。
3-1-3	51		学校ビオトープ池整備事業	身近な自然や生き物とのふれあいなどを通して、環境教育を推進します。	教育指導課	ビオトープ池の活用校数15校	ビオトープ池の活用	学校ビオトープ池を設置した小中学校15校において、学校ビオトープ池の維持管理を適切に行い、環境教育に活用した。	○	引き続き、ビオトープ池の維持管理を適切に行い、児童・生徒が身近に生き物と触れ合うことにより環境教育を推進していく。
3-1-4	52		景観水路維持管理事業	景観水路を利用して、多くの市民にやすらぎと憩いの場を提供します。	下水道施設維持課	景観水路の維持管理	景観水路の維持管理	日常管理、樹木管理、水質管理、水路清掃等を直営及び委託業務によりおこない、景観水路の適切な維持管理に努めた。	○	景観機能を考慮した適切な維持管理に努めるが、労務単価等の上昇など、委託費用に対する影響が課題である。
3-1-4	53		野外活動センター活性化事業	野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図る。また、野外活動センターを効率的かつ効果的に運営するため、センター内の各施設の利用実績等を分析し、利用者ニーズに即した施設の最適化を進める。	スポーツ振興課	野外活動センターを利用する小学校数45校	①進入路簡易舗装の整備工事 ②学校キャンプ支援事業等の実施	①進入路については30年度で舗装が完了した。 ②30年度の小学校利用校数は、20校	×	昨年度は、台風や地震の影響で利用校が減少したと思われる。より多くの小学校に利用してもらう必要があるため、更なる周知を図りたい。
3-1-4	54	3-2	プレーパーク推進事業	香里ヶ丘地区にてUR都市機構との包括連携事業として、桑ヶ谷公園隣接の緑地の移管を受けUR都市機構及び市民団体との協働によりプレーパークを試行実施します。連携事業としてプレーパークを運営し、実績等を見極めながら運営主体を市民団体に移行していきます。	みち・みどり室	プレーパークの運営支援に係る協定書を締結する。	・UR都市機構と市民団体の協働によりプレーパークを試行実施する	桑ヶ谷の緑地において、月に1回の頻度でプレーパークを実施した。1回当たり3時間程度で20名から35名程度の子どもが参加した。	○	参加者から好評、次年度から市が本格実施する。継続
3-1-4	55	3-2	都市公園等維持管理事業	都市公園・小規模公園の剪定等を行うなど、維持管理を適正に実施します	みち・みどり室	公園等の維持管理を適正に行う。	都市公園等を健全に維持管理することにより、安心して利用できる市民の憩いの場を提供するとともに良好な景観・環境を創出する。	公園等の維持管理。	○	引き続き、公園の維持管理に努める。
3-1-4	56	3-2	市道緑化推進事業	まちなかの緑地空間を創出するため、市道における街路樹の整備や適正な維持管理を行います。	道路河川管理課 道路河川整備課 みち・みどり室	・適正な維持管理に努める	・都市計画道路(枚方藤阪線・牧野長尾線・御殿山小倉線・中振交野線)における街路樹の整備推進 ・整備済みの街路樹の維持管理	整備済みの街路樹については、剪定、除草を実施。	○	継続

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-1-4	57	3-2	緑化推進事業	平成28年3月に策定した「枚方市みどりの基本計画」に基づき、多様な主体と連携を図りながら、まちなか緑化を推進します。	みち・みどり室	各種緑化推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の小中学校、保育所等へ花の種子、球根、資材等を配付する花いっぱい運動の実施 ・緑化フェスティバルやみどりの講習会の開催 ・緑化を行う地域等への樹木の配付や、新生児の誕生を記念して苗木の配付 ・オープンガーデンや広場づくりなど花と緑の拠点づくりへの支援 ・花壇整備や屋上緑化、生垣の緑化などへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月と3月の年2回申し込みのあった小学校31校・中学校9校・幼稚園7園・保育所16カ所 合計63カ所に配布した。 ・4月14日・15日の2日間開催。来場者数8,600人。 ・アダプト参加団体を対象に、6月と12月に園芸講座を開催。6月 60名、12月 80名参加。 	○	継続的に緑化意識を高め、各々の事業を進めることが課題である。
3-1-4	58	3-2	景観形成推進事業	市民にやすらぎやうるおいを与える良好な景観を推進し、農空間の保全を図ることを目的に、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付に対して補助を行います。	農業振興課	景観形成作物作付面積35,000㎡	・コスモスやひまわりなどの景観形成作物作付面積35,000㎡	景観形成作物作付面積 約35,000㎡	○	・景観形成作物作付面積の拡大を図る。
3-2-1	59	3-2	公園整備事業	市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、まちなかの公園整備を進めます。	みち・みどり室	用地取得	<ul style="list-style-type: none"> ①星ヶ丘公園の用地買戻し、公園整備 ②駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽 ③中振中央公園の用地買収 	<ul style="list-style-type: none"> ①用地買戻しを実施し整備工事を実施(繰越) ②駅前花壇や公園等で草花の花木栽培を実施 ③買取申し出を受け用地買収実施(1件) 	○	継続
3-2-1	60	3-2	香里ヶ丘中央公園改修事業	香里ヶ丘中央図書館の建替えと合わせ、本公園の改修工事により香里団地センター地区の拠点にふさわしい機能を確認し、地域の更なる賑わいを図ります。	みち・みどり室	一体的整備による地域活性化の推進	1期整備工事に着手(緑化法面工事・公園実施設計)	公園緑化法面工事・公園実施設計を実施。	○	継続
3-2-1	61	3-2	みどりのプラットフォーム設置・運営事業	多様な主体が一堂に会し、まちなか緑化等について互いのニーズや課題を共有するとともに、緑化推進等に繋がる取り組みを企画し実践する場として「みどりのプラットフォーム」を設置・運営します。	みち・みどり室	みどりのプラットフォームのメンバーに対する講座回数6回	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームメンバー募集 ・プラットフォームによる取り組みの企画・実践・振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのプラットフォームのメンバーに対するワークショップを8回開催。 ・実験イベントの実施(11月10日(土)) 	○	メンバーの自立運営が課題。
3-2-1	62	3-2	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	教育指導課	芝生の活用校数64校	芝生の活用	市立小中学校64校において、校庭の一部を芝生化し、体育科や生活科等の授業や地域の行事に活用した。	○	引き続き、芝生を効果的に活用した環境学習を実施し、児童・生徒の環境意識を高めていく。
	まなび舎整備室				芝生の維持管理校数63校	PFI事業による芝生の維持管理(第三中学除く)	学校環境整備PFI事業により、市内小中学校の緑のじゅうたん事業を63校で実施	○	教育指導課と調整を図りながら、教育環境に資する「緑のじゅうたん事業」の取り組みを進めていくとともに、PFI事業に係るモニタリングを行っていく	
3-2-1	64	3-2	地産地消推進事業	地産地消を促進し地域農業の振興を図るとともに、児童の食育教育を推進するため、学校給食にエコレンゲ米や野菜など地元農産物を供給します。また、農業者団体(市内直販団体)による自家生産の農産物を市民へ直接対面販売する「ふれあい朝市」の開催を支援します。	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に使用する市内農産物の品目数(米・野菜)15品目 ・ふれあい朝市の開催回数740回 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に対し農薬・化学肥料を通常の半分以下、または全く使わず栽培された大阪エコ農産物の野菜や米などの地元農産物の供給。また米の供給については、環境にやさしいエコレンゲ米の活用促進 ・農業者団体(市内直販団体)による「ふれあい朝市」の開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・(H30年度実績)給食に使用する市内農産物の品目数(米1品目・野菜19品目)計20品目 ・ふれあい朝市の開催回数741回 	○	・食育を通じて地産地消の促進を継続する

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-2-1	65	3-2	エコ農産物普及促進事業	環境にやさしい農産物の普及拡大を図れるよう、レンゲを有機肥料として活用することで化学肥料を抑える「エコレンゲ米」の栽培のために生産者が購入するレンゲ種子費用に対する補助を行います。また、農薬の使用回数、化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培された農産物を大阪府が認証する「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大を図ります。	農業振興課	・レンゲ播種面積65ha ・景観形成作物作付面積3.5ha ・エコ農産物認証申請認証面積45ha	・「エコレンゲ米」の普及に向けたレンゲ種子の購入費用の補助 ・「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大	・レンゲ播種面積62ha ・景観形成作物作付面積3.5ha ・エコ農産物認証申請認証面積56ha	△	レンゲ播種面積は、目標値に到達できるように周知する
3-2-1	66	3-2	新規就農者育成事業	就農初期における農業経営安定化支援、就農後の支援、農地確保・集積支援を図ります。	農業振興課	・新規就農者の確保	・認定新規就農者が行う設備投資等に対し補助金を交付する「新規就農者経営安定化支援事業」の実施 ・サポート協議会の設置、専門知識・技能を有するサポーターの派遣、担い手農業者組織の設立支援など「就農後サポート支援」の実施 ・認定新規就農者への農地貸借に対し地主に奨励金を交付する「新規就農者農地集積支援事業」の実施	・「新規就農者経営安定化支援事業」については5人に実施した ・「就農後サポート支援」として新規就農者4人にサポーターの派遣を行った ・「新規就農者農地集積支援事業」を利用して新規就農者に対して3,204㎡の利用権の設定を行った。	○	引き続き新規就農者に対して支援を継続する
3-2-2	67	3-2	農業体験拡充事業	「農」とふれあい、農業への理解を促進するため、小学生が植え付けから収穫、農産物の調理・加工、試食までを体験する食農体験学習の支援を行います。また、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫するなどの体験ができる「ふれあいツアー」を開催します。	農業振興課	ふれあいツアー参加者数5,000人	・小学生食農体験学習の実施 ・「ふれあいツアー」の開催	食農体験学習の実施校数14校 ふれあいツアー参加者数2,125人	×	・台風の影響で農作物が不作であったため ・多くの方が参加できるよう周知方法を検討する
4-1-1	68		建築協定・まちづくり支援事業	建築協定を締結しようとする住民組織に対する支援を行うことで、それぞれの地域にふさわしいまちなみ形成を推進します。	景観住宅整備課	建築協定締結への支援	・建築協定締結補助金の交付 ・機関紙を発行 ・職員による出前講座	・建築協定の地区数40地区 ・機関紙を発行 ・出前講座を開催	○	・建築協定地区住民の高齢化 ・抜け地や隣接地の増加 ・建築協定地区住民への建築協定制度に対する理解の促進
4-1-1	69		地区計画制度の運用	地区計画により良好なまち並みの形成や保全を行います。	都市計画課	地区計画制度の運用	届出の審査、勧告	届出47件	○	市街化調整区域における地区計画の策定については、枚方市立地適正化計画(平成28年度策定)において、集約型都市構造を誘導することから「枚方市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」の改訂作業に、現在、取り組んでいる。
4-1-2	70	3-1	枚方市道路長寿命化計画事業	橋梁など各道路施設の長寿命化個別計画を統括し、道路施設全般におけるメンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)の確立などの基本方針を示す長寿命化行動計画を策定することで、効率的・効果的で持続可能な道路施設の維持管理を促進します。	道路河川管理課 みち・みどり室	・枚方市道路長寿命化計画の策定 ・舗装長寿命化修繕計画の策定	・枚方市道路長寿命化計画の策定(トンネル・大型構造物)	・舗装長寿命化計画作成	○	平成31年度より事業開始

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-1-2	71	3-1	幹線道路整備事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境確保するため、市域中心部と東部地域を結ぶ枚方藤阪線や市域北部の東西幹線道路である牧野長尾線、長尾杉線、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線のほか、市東部地域の地域補助幹線道路である長尾杉線等の整備を進めます。	道路河川整備課	・事業推進	①枚方藤阪線の用地再取得(公社)、道路整備工事、供用開始 ②牧野長尾線の用地再取得(公社)、道路整備工事、JR学研都市線立体交差部工事(JR施工) ③御殿山小倉線の道路整備工事、供用開始 ④中振交野線の用地交渉、用地再取得(公社)、道路整備工事 ⑤長尾杉線の用地先行取得、用地再取得(公社)	①～⑤各路線について、用地交渉、道路整備工事、詳細設計、用地再取得を実施した。	○	引き続き、道路整備工事を進めていく。
4-1-2	72	3-1	京阪本線連続立体交差事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を整えるため、枚方公園駅付近～香里園駅付近の連続立体交差化を進め、都市交通の円滑化と分断されていた市街地の一体化を図ります。	連続立体交差推進室	事業の推進	・用地取得	・用地取得作業の実施	○	・用地取得作業の推進
4-1-2	73	3-1	京阪電鉄樟葉駅前ロータリー渋滞解消整備計画策定・推進事業	朝夕の通勤、通学の時間帯の樟葉駅前ロータリー内では、交通渋滞が発生しており、路線バスの運行に支障が出ている。本事業では、現地調査結果をもとに渋滞要因を抽出し、ソフト面、ハード面の双方から対策を検証し、より効率的、効果的な整備計画の策定を行います。	道路河川整備課	京阪電鉄樟葉駅前ロータリー渋滞解消整備計画策定に向けた基本設計	・基本設計	基本設計図作成の中で、緑地帯の確保等、環境・景観面への配慮を行った。	○	基本設計で取りまとめた事項を基に、今年度、詳細設計を進めていく。
4-1-2	74	3-1	公共交通利用促進啓発事業	市内の交通渋滞解消を図るため、市民や事業者等とともに公共交通の利用促進に向けた啓発を行います。	土木政策課	公共交通利用啓発活動の推進	・転入者に対する「ひらかた交通タウンマップ」の配布 ・「バス！乗ってスタンプラリー」の開催 ・「交通すごろく」の活用	・転入者に「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・公共交通利用促進事業として、4月、10月の計2回「バス！のってスタンプラリー」を実施、7月～1月「バス！のってスタンプラリー おすすめコースコンテスト」において提案を募集。	○	推進
4-1-2	75	3-1	公共交通環境整備事業	交通事業者とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策を推進します。また、誰もが安全で安心して移動できるよう枚方市バリアフリー基本構想等に基づき、事業を推進します。	土木政策課	公共交通環境整備事業の推進	①総合交通計画の策定 ②構想に基づく事業の推進	①計画を策定。枚方市総合交通計画協議会を1回開催。また、交通に関する出前講座を5回開催。 ②御殿山駅および周辺地区の交通バリアフリー事業を実施	○	①交通計画に基づく事業の推進 ②構想に基づく事業の推進
4-1-2	76	3-1	ノーマイカーデーの推進	毎月20日のノーマイカーデーを推進するため、普及・啓発活動を行います。	土木政策課	ノーマイカーデーの推進	広報掲載及びFM放送へ毎月情報を提供する等、啓発活動の実施	広報誌への啓発記事を6回掲載し、また毎月FMひらかたへ情報提供を実施。	○	推進

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-1-2	77	3-1	エコ通勤普及促進事業	環境負荷の少ない交通手段として、バス等の公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進します。	環境保全課	エコ通勤ウィークの設定	・エコ通勤の普及・啓発 ・エコ通勤ウィークの実施	・枚方市地球温暖化対策協議会会員に対して、エコ通勤に関するアンケートを行った結果、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む事業者が40社あった。 ・市内で定期的にはエコ通勤ウィークに取り組むことでマイカー通勤する者のうち、エコ通勤を実施した者は、6月が21.1%、12月が29.1%であった。	○	継続して実施。
4-1-2	78	3-1	新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進	新設共同住宅へカーシェアリングを導入した場合、駐車場設置台数の規制緩和を検討します。	交通対策課	要綱等の改正内容の検討	・改正内容の検討	他市におけるカーシェアリング導入に伴う駐車場台数の規制緩和の調査及び検討している。	○	引き続き、調査及び検討に努める。
4-2-1	79		空き家・空き地対策推進事業	今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の適正管理及び活用を促進するため、老朽化し危険な状態になっている空家等に対する措置を行うとともに、空き家の活用を含めた対策計画に基づき、対策を進めます。	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課	所有者への指導・啓発	①生活環境に悪影響を与える空家等に対する指導等の措置 ②空き家・空き地の活用に向けた取り組み ③空家等対策計画に基づく対策の推進	①指導等件数69件(建築安全課)、空き家417件(地震91件・台風109件)空地112件(台風17件含む)(環境保全課) ②空き家・空き地の有効活用に向けた取り組みとして、不動産の専門家団体である全日本不動産協会および大阪府宅建協会と連携協定を締結した。 ③専門家と連携したセミナー・個別相談会を2回開催。納税通知書に啓発チラシを同封し情報提供を行った。	○	・空き家に係る補助制度の検討 ・今後も継続して、セミナー・相談会等を開催し、啓発・情報提供を行う。
4-2-1	80		まち美化啓発事業	まちの美化を進めるなど、快適な生活環境を確保するため、市民等に対して、「ポイ捨て等防止条例」や「路上喫煙制限条例」の周知を図り、ポイ捨て・犬のふんの放置や、路上喫煙による迷惑行為等の防止に向けた啓発に取り組む、市民の美化意識の向上を図ります。	環境保全課	啓発活動の実施	・ポイ捨てや路上喫煙等を制限する条例を周知する啓発看板の配布や、広報・ホームページの活用等による普及啓発	啓発看板の配布 ・ポイ捨て禁止看板 159枚 ・歩きタバコ禁止看板 45枚 ・ステッカー 30枚 ・FM 124回(内スポット123回) ・広報 4回掲載	○	引き続き、啓発活動を実施する。啓発内容について、より効率的となるよう見直す。
4-2-1	81		環境美化推進事業	「天の川クリーン&ウォーク」の実施や、犬のふん問題に対する「イエローカード作戦」などを支援します。	環境保全課	環境美化活動の実施	・ひらかたクリーンリバーの実施 ・イエローカード作戦の実施	・クリーンリバー船橋川 9月2日 10月13日実施 ・天の川クリーン&ウォーク 11月3日実施 ・穂谷川クリーンリバー11月4日実施	○	河川清掃活動への支援を継続する。地域による犬のふん対策活動への支援を継続する。
4-2-1	82		歩きタバコ対策推進事業	路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨てを防止するため、「路上喫煙の制限に関する条例」の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行います。	環境保全課	啓発活動の実施	・啓発看板等による啓発 ・広報誌やエフエムひらかた等を活用した啓発	市民からの要望により、啓発キャンペーンを実施(1回) ・路上喫煙禁止区域路面シールの張替え ・啓発看板の配布(歩きタバコ禁止45枚) ・広報誌掲載 FMひらかたスポットCM32回	○	引き続き、啓発活動を実施する。啓発内容について、より効率的となるよう見直す。
4-2-1	83		公共場所のアダプトプログラム事業	まちの環境美化を進めるため、市が管理する道路や公園・緑地等の公共場所において、美化活動に取り組む市民団体や企業に対して協定に基づく支援を行います。	環境保全課 みち・みどり室 道路河川管理課	新規2団体の登録	・美化活動で使用する清掃用具の貸与やアダプトサインの看板の設置、花苗の提供、ごみの収集などの支援 ・参加団体の拡大に向けた情報発信	花苗の提供をした。 ・枚方市アダプトプログラム 64団体登録(新規登録3団体含む) ・府アダプトプログラム 41団体登録 ・国VSP 3団体登録 ・公園・緑地等アダプトプログラム 170団体登録	○	引続き支援に努める。
4-2-1	84		不法投棄防止対策事業	廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行います。	環境総務課	パトロールの実施	パトロールの実施	監視カメラの設置 パトロールの実施(直営・委託)	○	引き続き、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行うことで、不法投棄等不適正処理の防止を図る。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-2-1	85		道路アダプト事業	公共空間である駅周辺や住宅街の本市管理道路を地域のボランティアとのパートナーシップにより、「枚方市アダプトロードプログラム」を実施し、花苗などを提供し、清掃活動等を推進します。	道路河川管理課	・団体数16団体 ・地区数15か所 ・参加団体の拡充	道路アダプトプログラムの充実	団体数16団体 地区数15ヶ所 参加団体に花苗の提供を行った	○	引き続きアダプトプログラムの充実に努める。
4-2-1	86		公園アダプト制度推進事業	地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地のアダプト制度を推進します。	みち・みどり室	・団体数170団体 ・公園数229カ所	公園アダプトプログラムの充実	・団体数170団体 ・公園数228カ所	△	団体の高齢化による活動の維持が課題であるが、新規団体の加入により現状維持。PRの工夫等が必要
4-2-2	87		不法屋外広告物対策事業	公共の場所への不法屋外広告物をなくし、まちの美化を図ります。	環境保全課	巡回パトロール回数240回(市並びに推進団体)	不法屋外広告物の撤去・啓発活動の実施	市職員による簡易除却6回 推進団体によるパトロール(月1回18団体216回)	△	引き続き、職員及び推進団体によるパトロールを実施する。
4-2-2	88		良好なまちなみ形成事業	地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成を目指します。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。	景観住宅整備課	・景観形成の推進 ・歴史的景観の保全件数2件	①景観法に基づく指導・誘導、景観アドバイザー制度の周知・活用 ②屋外広告物条例の周知・啓発 ③住宅の修景助成	①景観アドバイザー会議の活用1件 ②京阪樟葉駅及び京阪宮之阪駅周辺における周知・啓発活動 ③修景助成件数2件	○	・景観アドバイザー制度の活用時期を含めた周知方法の検討 ・新たな地域での屋外広告物条例の周知・啓発
4-2-3	89		特別史跡百済寺跡再整備事業	市内の貴重な歴史文化遺産を活用し、まちへの愛着を育むため、整備後50年以上が経過している「特別史跡百済寺跡」について、抜本的な遺構保存工事と合わせ、憩いの場となる史跡公園としての再整備を進めます。	文化財課	・再整備工事	・堂塔院回廊東半分の基壇外装復元及び礎石レプリカの設置	・堂塔院回廊東半分の基壇外装を切石積により立体復元し、礎石レプリカを設置した	○	・事業スケジュールの見直しを図る
4-2-3	90		楠葉台場跡保存事業	市内の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、市民の郷土愛を醸成するため、日本で唯一残る河川台場である「楠葉台場跡」について、史跡の適切な保存と活用に取り組みます。	文化財課	・史跡指定地の適正管理	・除草、灌水、清掃の実施	・除草、灌水、清掃の実施	○	・史跡の保存と活用を計画的に行う
4-2-3	91		菊人形支援事業	菊人形に関する文化の振興を図るため、菊人形文化を発信する「ひらかた市民菊人形の会」の活動の支援を行います。	ひらかた賑わい課	市民菊人形PR展示実施回数 6回	・「ひらかた菊フェスティバル」期間中の菊人形の展示など、年間を通じて枚方にゆかりのある人形を展示します。	菊人形の展示:合計6回 ・「ひらかた菊フェスティバル」期間中に市役所周辺等へ菊人形を展示した。 ・枚方市駅2階中央コンコースにて3月中旬～4月中旬まで市の花「桜」にちなんだ人形を、6月下旬～7月上旬までは七夕にちなんだ人形を展示した。	○	引き続き、市民による菊人形づくりへの支援を行っていく。
4-2-3	92		菊フェスティバル開催事業	市の花「菊」を広く発信するため、「菊花展」「枚方宿街道菊花祭」「市民菊人形展示」「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」の開催時期を合わせ、「ひらかた菊フェスティバル」として開催します。	ひらかた賑わい課	・菊フェスティバルの開催 ・菊フェスティバル観客者数30,000人	秋に市役所周辺や枚方宿地区で開催	平成30年10月24日～11月12日の期間に枚方市役所周辺や枚方宿地区で「ひらかた菊フェスティバル」を開催した。 来場者数:約30,000人	○	引き続き、市の花「菊」を広く発信する。
4-2-3	93		淀川舟運推進事業	枚方船着場～八軒家浜船着場間往復を、定期的に運航しています。舟運の乗船客数を把握し、舟運を通して淀川の自然に親しむ人数を調査します。	産業文化政策課	淀川舟運推進事業参加者数2,000人	・毎月の定期運航 ・春と秋の期間限定運航	春と秋の期間限定運航のほか、毎月主に第2日曜日に運航した。 参加者数 計2,366人	○	舟運について、引き続き広く発信していくほか、伏見までの上流域への運航についても関係者と検討を進めていく。
5-1-1	94	4-1	4R啓発事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、キャンペーン活動等による、4Rの普及・啓発を行います。	減量業務室	市内各所でのキャンペーン回数 36回	・マイボトル・マイバッグの持参や生ごみの水切り、食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動(「食べのこサンデー」運動等)の実施	市内各所にて42回の活動実績	○	引き続き、ごみ減量を推進するためキャンペーン活動等の実施。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-1-1	95	2-1	環境教育・環境学習事業	地域や小学校等による4R教育を推進します。	減量業務室	環境教育、環境学習実施人数9000人	・環境教育、環境学習の推進	実施人数:8665人	△	引き続き環境教育・環境学習の周知を行う
5-1-1	96	4-1	ごみ講演会開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催します。	減量業務室	ごみ講演会の開催回数1回	ごみ減量講演会の開催	3月11日(月)開催 参加人数101人	○	平成32年2月開催予定
5-1-1	97	4-1	ごみ減量フェア開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量フェアを開催します。	減量業務室	ごみ減量フェアの開催回数1回	ごみ減量フェアの開催	11月4日(日)開催 来場者3800人	○	平成31年11月開催予定
5-1-1	98	4-1	環境ポスターコンテスト事業	ごみ減量化・リサイクルなどについてのポスターを募集し、表彰・展示します。	減量業務室	ポスターコンテストの開催	ポスターの募集	応募数14校 905点	○	平成31年7月実施予定
5-1-1	99	4-1	穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業	穂谷川清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	穂谷川清掃工場	施設見学者数300人	施設見学の実施	施設見学者数 377名	○	平成31年度も継続実施。
5-1-1	100	4-1	東部清掃工場見学等環境啓発事業	東部清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	東部清掃工場	施設見学者数4,120人	施設見学の実施	施設見学者数4073人	△	今後もPRを続けていく。
5-1-2	101	4-2	生ごみ堆肥化事業	生ごみ堆肥化促進容器(コンポスト容器)と有用微生物群(EM)容器により、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量を行います。	減量業務室	・コンポスト容器貸与、EMモニター新規50世帯	・コンポスト容器の貸与 ・EMモニターの実施	コンポストモニター20世帯・EMモニター30世帯	○	新規50世帯を募集する予定
5-1-2	102	4-2	ごみ減量対策事業	廃棄物減量等推進員制度を推進することにより、市民のごみ減量意識の高揚を図ります。	減量業務室	廃棄物減量等推進員数45校区520人	廃棄物減量等推進員の委嘱	45校区 587人(7月委嘱人数)	○	引き続き、廃棄物減量等推進員の委嘱を行い、市民のごみ減量意識の高揚を図る
5-1-2	103	4-2	ごみ資源化事業	ごみの焼却量削減や資源の有効活用を図るため、ペットボトルや空き缶、小型家電等のごみの資源化を推進します。また、市民ボランティアのリサイクル活動を支援します。	減量業務室 穂谷川清掃工場 東部清掃工場	・広報ひらかた及びホームページでの市民周知の推進 ・リサイクル活動及び啓発活動の推進	・ペットボトル・プラスチック製容器包装や空き缶、びん・ガラス類の資源化の推進 ・小型家電リサイクルの推進(都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクトへの参加) ・市民ボランティアのリサイクル活動の拠点「ひらかた夢工房」の活用・支援 ・新たな資源化方策の検討	広報・ホームページで取り組みの周知を行った。「ひらかた夢工房」関係イベント 25回 194人 空き缶、びん、ガラス類処理実績:3308.08t 小型家電処理実績 94.28t(穂谷川清掃工場) 52,790kg(東部清掃工場分)	○	各団体で定期的に講習会を開催予定。小型家電リサイクルの推進を継続実施する。
5-1-2	104	4-2	再生資源集団回収報償金制度運用事業	地域の古紙、古布等の集団回収団体に対して報償金を交付し、ごみ処理費用の軽減やごみ問題に対する意識の向上を図ります。	減量業務室	新規団体の登録	再生資源集団回収報償金制度の実施	新規登録4団体	○	登録団体の増加へ向けて、未実施団体への周知
5-1-2	105	4-1	家庭系ごみ有料化の検討	ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、経済的な動機付けを活用したごみ処理手数料の見直しを検討します。	減量業務室	家庭系ごみ有料化の検討	経済的動機付けの活用によるごみ減量とごみ処理費用負担の在り方の検討	審議会案件として検討	○	継続実施

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-1-2	106		循環型社会形成推進事業	「北河内4市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画」を推進します。	環境総務課	地域計画の推進	地域計画の推進	計画構成市と連携し、事業を推進	○	引き続き、計画構成市と連携し、事業を推進する。
5-1-2	107		新ごみ処理施設整備事業	京田辺市と連携を図りながら枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。	環境総務課	整備事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市との連携による事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を推進	○	引き続き、枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を進める。
5-1-2	108		資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業	資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図ります。	減量業務室	制度の周知・啓発 巡回パトロールの実施	・制度の周知・啓発 ・巡回パトロールの実施	巡回パトロール:570回	○	継続実施
5-1-2	109		古紙回収事業	第2、第4木曜日を基本として、月に2回庁舎の古紙を回収します。	総務管理課	庁舎での古紙回収の推進	庁舎での古紙回収の推進	平成30年度では、約86.8tの古紙を回収した。	○	今後も、第2、第4木曜日を基本とした月2回の定期実施を行う
5-1-2	110		廃棄文書のトレットペーパー化事業	保存年限を経過した廃棄文書は、分別等のうち古紙再生処理業者に搬送し、溶解し、トレットペーパー等に再生利用します。	コンプライアンス推進課	廃棄文書のリサイクル	廃棄文書のリサイクル	保存年限を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に3回に分けて、搬送、処理した。	○	廃棄文書を円滑に処理し、かつ、環境負荷を低減するため、今後とも、引き続き、古紙再生処理業者への搬入、処理を推進していく。
5-1-2	111		廃油リサイクル事業	各学校給食調理場から排出される廃油のリサイクルを行います。	おいしい給食課	廃油のリサイクル	廃油のリサイクル	平成30年度は第一学校給食共同調理場で5895.5kg、第三学校給食共同調理場で8253.7kg、単独調理場を含めると合計約37142kgの廃油をリサイクル業者に引き渡した。	○	今後も引き続き、調理に使用した油を、食器等の洗浄に使用する液体純石鹼の原料としてリサイクルする事業を推進する。
5-1-2	112		図書リサイクル事業	図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与、売払い(古書・古紙)等を行い、再利用を図ります。	中央図書館	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	・平成30年寄贈図書 26,339冊 (平成30年3月末時点)	○	引き続き、図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与するとともに、「子どもに本を届ける事業」において、活用するよう取り組んでいく。
5-1-3	113	4-1	事業系ごみ減量指導事業	多量排出事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の作成・提出を求めるなど、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化の指導を行います。	環境総務課	事業者へのごみ減量指導等の実施	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底 ・廃棄物の減量及び適正処理の手引き(冊子)の配布	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底 ・廃棄物の減量及び適正処理の手引き(冊子)の配布	○	引き続き、事業者へのごみ減量指導を実施することで、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化を図る。
5-1-3	114		剪定枝のチップ化事業	剪定枝をチップ化します。	浄水課	剪定枝のチップ化	剪定枝のチップ化	浄水場施設内の剪定枝のチップ化を行った。(参考:12m3)	○	直営による剪定が困難となっており、縮小報告で継続
5-1-3	115	みち・みどり室			市内の公園の剪定枝をチップ化した。			○	直営による剪定が困難となっており、縮小報告で継続	
5-1-3	116		産業廃棄物適正処理推進事業	産業廃棄物の適正な処理のため、排出事業者や産業廃棄物処理業者に届出、立入指導等を行います。	環境総務課	事業者への立入指導等の実施	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	○	引き続き、事業者への立入指導等を実施することで、産業廃棄物の不適正処理の防止を図る。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-1-4	117		穂谷川清掃工場運営管理事業	穂谷川清掃工場において、環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した廃棄物発電を行います。	穂谷川清掃工場	自主管理基準値の順守(穂谷川)	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電	・自主管理基準値を順守した。 ・発電電力量(実績):7,116,330KWh	○	【自主管理基準】 ダイオキシン類 0.8ng-EQ/m ³ N 一酸化炭素濃度 100ppm以下 窒素酸化物濃度 120ppm以下 焼却灰の熱灼減量 8%以下 臭気苦情件数0件 【発電】 廃熱を発電に利用する。
5-1-4	118		東部清掃工場運営管理事業	東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を抑えるとともに、廃熱を利用した発電を行います。	東部清掃工場	自主管理基準値の順守(東部)	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電	・自主管理基準値を順守した。 ・28,844,400kWの発電を行った。	○	【自主管理基準】 ダイオキシン類 0.05ng-EQ/m ³ N 硫黄酸化物濃度 10ppm以下 窒素酸化物濃度 20ppm以下 ばいじん 0.01g/Nm ³ 以下 塩化水素 10ppm以下 水銀 0.05mg/Nm ³ 以下 【発電】 廃熱を発電に利用する。
5-2-1	119		公共下水道(汚水)整備事業	快適な生活環境を支え、水質汚濁を防止するため、公共下水道(汚水)の整備・改良を進める。	上下水道計画課 汚水整備課	公共下水道整備人口普及率97.1%	①住居系地域の汚水整備を中部及び東部地域を中心に推進 ②整備の未承諾地区や整備困難地区の解消 ③事業所系地域の枚方工業団地の汚水整備	公共下水道整備人口普及率96.7%	△	今後も引き続き、整備を進め、未承諾地区や整備困難地区についても取り組んでいく。
5-2-1	120		事業者への公害防止の指導(水質)	工場及び事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出75件について審査を行い、112件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な水環境の保全を推進する。
5-2-1	121		水質の環境監視	河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率(BOD)100%	・市内河川及び地下水の水質の監視 ・情報提供	・河川水質の汚濁状況を把握するため、市内河川の10地点で水質調査を実施。 ・結果(速報値)をホームページで公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率100%	○	環境基準点3地点(船橋川、穂谷川、天野川)全てで環境基準を達成。今後も継続して市内河川水質を監視し、現状把握に努める。
5-2-1	122		公害防止啓発事業	河川水質等の水環境に関する啓発を行うため、学習会を開催します。	環境指導課	学習会等の開催回数7回	水環境啓発学習会等の開催	・学習会、イベント(パネル展示等)開催13回 ・FMひらかた啓発放送 ・啓発チラシの配布	○	引き続き関係課と協力し、生活排水処理施設の利用の推進及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に取り組む。
5-2-1	123		生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置・し尿のくみ取り家屋に対し、訪問等により早期水洗化のため啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	淀川衛生事業所	啓発活動の実施	啓発活動の実施	平成30年3月(上半期)及び平成30年10月(下半期)に啓発活動を実施した。	○	平成31年度においても収集世帯に対して、下水道接続に向けて啓発活動を行っていきます。
	下水道管理課				管理に関するパンフレットを設置した。			○	引き続き啓発活動を実施する。	

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-2-1	125		淀川衛生事業所運営管理事業	淀川衛生事業所から放流する水質の適正管理を行います。	淀川衛生事業所	水質基準値を順守した放流水質の適正管理	放流水の水質測定	基準値を遵守した。	○	【基準値】 ①PH 5.0~9.0 ②BOD (mg/l)600 ③SS (mg/l)600 ④全リン (mg/l) 32 ⑤全窒素 (mg/l)240
5-2-1	126		浄化槽法に基づく事務	浄化槽の適正管理のため、設置届出の受理を行うとともに、定期点検を受検するよう周知・啓発する。また、浄化槽保守点検業者の登録制度を設け、要件を満たしていれば登録証を交付します。	保健衛生課	・届出受理、助言、勧告の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録の手続き	・届出受理、助言、勧告の実施 ・設置後の定期点検等の結果の受理、未受検施設に対する指導の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録制度の運用	浄化槽設置25件、廃止186件、変更その他8件受理。浄化槽法定検査587件受理。浄化槽不適施設指導32施設実施。 浄化槽保守点検業者の登録申請3件、書換え4件、変更等10件	○	法律等に基づき、浄化槽の維持管理の指導を実施し、必要に応じて助言・指導等を実施していく。
5-2-2	127	3-3	雨水利用の促進	公共施設に雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効に利用します。	環境保全課	雨水タンクの有効利用(打ち水・樹木等への散水等に利用)	雨水タンクの有効利用	雨水タンク(設置74箇所) 市役所本館の雨水タンクを打ち水に利用した。 その他の雨水タンクも散水等に利用した。	○	今後も打ち水等に利用していく。
5-2-2	128	3-3	保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進	道路を整備する際、雨水排水の流出抑制及び暑気対策のため、保水性・透水性材を使用します。	道路河川整備課	保水性及び透水性舗装による整備の実施	保水性及び透水性舗装の実施	・歩道において、透水性舗装を実施した。	○	保水性及び透水性舗装の促進に努める。
5-3-1	129		事業者への公害防止の指導(大気)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出77件について審査を行い、30件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な大気環境の保全を推進する。
5-3-1	130		大気環境監視	継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率100%	・大気質の監視 ・情報提供	・一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局2局、第二京阪道路環境監視局2局で24時間連続測定した大気汚染物質測定結果(速報値)を、ホームページで結果を公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率89.3%	△	H29年度に引き続き光化学オキシダントが環境基準を超過したが、PM2.5は基準を満足するなど、大気環境は長期的には改善傾向にある。今後も継続して国や大阪府の動向を注視するとともに、市内大気環境を監視し、現状把握に努める。
5-3-1	131		アイドリングストップ啓発事業	自動車駐車場の設置者に対して、利用者へのアイドリングストップに関する周知を徹底するように指導する。	環境指導課	自動車駐車場設置者への指導率100%	啓発の実施	事業系駐車場設置者への指導率100%達成	○	事業系駐車場設置者に対して、今後も継続してアイドリングストップについて啓発を行う。
5-3-1	132	3-1	公用車における低公害車等の導入	公用車全般について「低公害車等導入指針」に基づき低公害車等を導入します。	環境保全課	低公害車等の導入率100%	低公害車等の導入	指針に基づく低公害車等を16台導入した。(導入率:100%)	○	今後も公用車においては、低公害車を導入する。
5-3-2	133		事業者への公害防止の指導(騒音・振動)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出134件について審査を行い、17件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、騒音・振動についての環境の保全を推進していく。
5-3-2	134		騒音環境監視	環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率100%	・騒音の監視 ・情報提供	道路に面する地域で8地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率97.9%	△	一般地域は全ての地点で環境基準を達成しており、道路に面するほとんどの地域は達成している一方で、交通量の多い地域の一部で基準を超過している。今後も継続して市内の環境監視を行い、現状把握に努める。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-3-3	135		事業者への公害防止の指導(土壌汚染・地盤沈下)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出85件について審査を行い、立入検査を47件実施。	○	土壌汚染対策法に基づく届出関係の審査を通じ、土壌汚染防止の取組みを継続する。枚方市公害防止条例に基づき、揚水施設の採取量や地下水位の測定、報告を求める。
5-3-3	136		地盤沈下の環境監視	地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	年間で2cm以上沈下した地域を0%	・地盤沈下の監視 ・情報提供 ・水準測量(3年に1回)	・H30年度に市内42地点の一級水準点の測量を行ったところ、目標をすべて達成していた。(次回測量はR3年度予定) ・公共施設において地下水位を測定し、地盤情報の収集に努めている。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	今後も継続して市内の地盤環境の監視を行い現状把握に努める。
5-3-4	137		事業者への公害防止の指導(化学物質)	工場・事業場に対し、有害物質の使用状況調査を実施するとともに、立入検査等、様々な機会を通じて、適正管理・使用について指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・使用状況調査の実施 ・適正管理及び使用の指導	・公害関係法令等の対象事業者のうち、化学物質を使用する可能性のある事業者に対して使用量等の報告を依頼し、報告結果を精査し、事業所の指導の資料とした。	○	工場に対して化学物質の適正な管理を指導し、良好な生活環境を継続して確保する。
5-3-4	138		有害物質等の環境監視	有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度の監視を実施します。	環境指導課	環境基準達成率(有害大気)100%	・有害大気汚染物質調査 ・ダイオキシン類調査 ・アスベスト濃度調査	・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト濃度調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率100%	○	今後も市内の有害物質の環境の把握のため、継続して監視を行う。

※平成30年度は、138事業のうち、125事業で目標を達成しましたが、13事業で目標を達成することができませんでした。

「評価欄」：「○」は、目標を達成した項目
 「△」は、目標は達成できなかったが、前年度より目標達成に近づいた項目及び2つ以上指標がある場合、1つでも目標を達成した項目。及び数値目標の90%を達成した項目
 「×」は、目標を達成できず、前年度より目標達成に近づかなかった項目

○	125
△	10
×	3